

## 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会議事録

### 1 日時

平成 17 年 5 月 11 日(水)13:30 ~ 16:40

### 2 場所

最高裁判所大会議室

### 3 出席者(敬称略,五十音順)

(委員)

渥美東洋,池田耕平,井上正仁,大谷直人,大林宏,甲斐中辰夫,笠間治雄,金子良隆,倉吉敬,酒井憲郎,島田仁郎,園尾隆司,滝井繁男,竹崎博允,竹之内明,茅根ヒコ和,栃木庄太郎,中川武隆,松尾浩也,山岸憲司,横畠裕介

(幹事)

秋田真志,伊藤雅人,岩尾信行,上杉崇,江藤洋一,大谷晃大,岡慎一,小嶋良保,小寺薫,酒巻匡,中村慎,稗田雅洋,樋口建史,松村徹,三浦守,和田雅樹

### 4 諮問事項

刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について

### 5 配布資料

(資料)

- 1 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会諮問事項
- 2 刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案
- 3 最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員等名簿

(参考資料)

公判前整理手続の流れ図

### 6 議事録

大谷委員 皆様おそろいようですので,ただいまから,最高裁判所刑事規則制定諮問委員会を開催いたします。

最初に、この諮問委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

現在、この諮問委員会の委員長は空席となっておりますが、最高裁判所規則制定諮問委員会規則第5条第1項によりますと、「委員会の委員長は、委員会の委員が、互選する。」とされております。したがって、この席でまず委員長をお決めいただきたいと存じます。

事務方を務める委員として提案させていただきますと、従来、最高裁判所判事である委員が選任されておりました。今回もこれに倣い、滝井繁男委員に委員長をお願いしたいと私としては考えておりますけれども、この点はいかがでございましょうか、よろしいでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

大谷委員 それでは、滝井委員、よろしくお願いいたします。

滝井委員長 ただいま、委員長にご選任いただきました滝井でございます。不慣れではございますが、ひとつ今日の会が滞りなく進行できますように、皆様方ご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから始めさせていただきますが、本日の諮問事項は、ご案内のとおり「刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について」ということになっております。ご案内のとおり今回の規則の改正は、裁判員制度というものを念頭に置いた極めて重大な内容のものでございます。どうぞ皆様方の忌憚のないご意見をお聴かせ願えればと思っております。進め方につきましては、お手元の進行予定表に従って進めてまいりたいと思います。大体4時半ごろをめどに進めさせていただきますが、途中で、3時ごろを考えておりますが、しばらく休憩をはさみまして、今日の審議を進めてまいりたいと思っております。

まず、本日の配布資料と議事録の作成につきまして、伊藤幹事の方からご説明をお願いいたします。

伊藤幹事 刑事局第二課長をしております伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず、資料1でございますが、これは本委員会の諮問事項でございます、その内容につきましては、ただいま委員長からご紹介があったとおりでございます。資料2は、事務当局で作成いたしました要綱案でございます。内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。資料3は、本委員会の委員、幹事等の名簿でございます。そのほか、参考資料といたしまして、公判前整理手続の流れ図というものをお配りしております。これは、公判前整理手続に付された事件の流れを、要綱案中の主な項目をはめ込む形で作成したものでございます。

次に、議事録の取扱いについてお諮りしたいと思います。最近の規則制定諮問委員会におきましては、近時の情報公開の流れを踏まえ、議事録に発言者名を明記させていただいている例が多々ございます。本委員会におきましても、これと同様の扱いとしたいと考えておりますが、いかがでしょうか、お諮りしたいと思います。

滝井委員長 ただいま、幹事の方からご説明いただきましたが、何かご質問、あるいはご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

特にご質問、ご意見もございませんようでしたら、議事録につきましては、ただいまご説明がありましたとおり、発言者名を明記するという形で進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは次に、諮問の趣旨につきまして、大谷委員の方からお願いいたします。

大谷委員 既にご案内のこととは思いますが、一言申し上げますと、昨年5月に成立、公布されました刑事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、公判前整理手続、それから連日的開廷の確保、訴訟指揮の実効性確保等に関する規定は、本年の11月27日までに施行されることになっております。これらは、刑事裁判のより一層の充実・迅速化を図り、裁判員裁判に対応できるような刑事裁判手続の実現を目指すものと言えます。最高裁判所といたしましては、これらの規定に対応する刑事訴訟規則の改正が必要と考え、昨年夏ごろから準備を

進めてまいりました。そして、先ほどご紹介がありましたとおり、「刑事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について」ということで、諮問がされることになったわけですが、本委員会に先立ちまして、委員、幹事の一部の方にお集まりいただきまして、準備会を開催してご議論いただき、その結果を反映させて、資料2の要綱案を事務局で作成いたしました。本日は、この要綱案を基にご審議をお願いしたいと思います。

なお、今後のスケジュールについて付言いたしますと、本委員会におけるご議論を踏まえまして、事務局において規則案を作成した上で、最高裁判所裁判官会議で審議、決定をいただく、このように予定を考えております。

以上でございます。

滝井委員長 それでは、ただいまから実質的な審議に入りたいと思います。まず、要綱案の内容につきまして、担当の伊藤幹事の方からご説明をお願いしたいと思います。

伊藤幹事 それでは、お手元の要綱案に基づいて、順に説明させていただきます。

まず1番は、公判調書の必要的記載事項から、規則194条の7の手続、すなわち、準備手続の結果顕出の手続をしたことを外しまして、その代わりに、法316条の31の手続、すなわち、公判前整理手続又は期日間整理手続の結果顕出の手続をしたことを入れる趣旨でございます。7番で後ほどご説明いたしますが、規則上の準備手続に関する規定が削除されることに伴う形式的な改正でございます。

2番は、弁護士の開示証拠の目的外使用による訴訟遅延行為に対する処置に関するものでございます。開示証拠の目的外使用による訴訟遅延行為につきましても、規則303条による処置請求の対象になり得ると考えられますが、例えば弁護士が訴訟の進行中に証人予定者の供述調書の写しをそのままインターネットに掲載したため、当該証人が出廷や法廷での証言を拒んだようなケースなど、開示証拠の目的外使用には、およそ正当な理由がないことが明白な場合もあり得ることから、そのような場合には、当該弁護士に理由の説明を求めることなく、直ちに当該弁護士が所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処

置を執るべきことを請求できてよいと考えられますので、規則303条の特則を設けようというものでございます。

3番は、連日的開廷の原則が法281条の6に規定されたことに伴いまして、同じ内容の規則179条の2を削除するというものでございます。

4番は、公判前整理手続の新設に伴いまして、第1回公判期日前の証拠調べ請求を制限している現行規則188条ただし書に「公判前整理手続において行う場合を除き」という文言を挿入しようというものでございます。第1回公判期日前であっても、公判前整理手続においては証拠調べ請求ができる一方、公判前整理手続が開られない場合は、従前どおり、第1回公判期日前の証拠調べ請求はできないということになります。

次の5番から15番は、裁判員裁判に耐え得るような、適正迅速で分かりやすい公判審理を実現するための事項でございます。

まず5番でございますが、証人尋問の時間の申出について規定する規則188条の3の改正に関するものでございます。現行規則では、証人の尋問を請求した者に、主尋問だけでなく反対尋問等に要する見込み時間の申出義務を課しておるところでございますが、裁判員制度の施行を控え、また、裁判員制度対象事件以外の事件につきましても、連日的開廷の原則が法定化され、計画審理、集中審理の要請が一層高まっていることにかんがみまして、裁判所が審理計画を立てるための便宜を考慮して、証人を尋問する旨の決定があったときは、証人の尋問を請求した者の相手方にも、その尋問に要する見込みの時間を申し出るべき義務を課すものでございます。職権により証人を尋問をする旨の決定があったときも同様としてございます。

6番は、証拠の厳選に関するものでございます。適正迅速な裁判を実現するために、真に必要な証拠に厳選した立証が重要であることは、かねてから指摘されてきたところでございますが、これまでの実務におきましては、往々にして、念には念を入れた幅広の証拠取調べ請求が行われ、裁判所も必要性を厳格に吟味することなく多数の証拠を採用して取り調べる傾向があったことは否定し難いように思われます。このような証拠調べの在り方は、裁判員の参

加する裁判の下では到底維持することができないものであり、裁判員法の施行までに抜本的に改める必要があると考えられますことから、証拠調べの請求は、証明すべき事実の立証に必要な証拠を厳選して行わなければならないとするものでございます。

7番は、期日間整理手続が新設されたことに伴いまして、守備範囲の重なる規則上の準備手続は廃止するのが相当と考えられますので、同手続に関する規定を削除するというものでございます。

8番は、争いのない事実の証拠調べに関するものでございます。公判の審理を争点中心の充実したものとするためには、争いのない事実については、当該事実を証明しようとする側のみならず、相手方にも、当該事実及び証拠の内容及び性質に応じ、誘導尋問を活用した人証調べ、同意又は一部同意による書証の取調べ、合意書面の作成等、適切な証拠調べの方法を検討することにより、合理的な証拠調べの実施に協力する義務があるという考えに基づくものでございます。

9番は、犯罪事実に関しないことが明らかな情状に関する証拠の取調べに関するものでございます。犯罪事実に関する証拠の取調べと犯罪事実に関しないことが明らかな情状に関する証拠の取調べは、できる限り区別して行われることが望ましいと考えられます。これは、従来から運用として意識されてきたところでございますが、裁判員の参加する裁判においては特に重要なこととなりますので、裁判員法の施行までにそのような運用のより一層の徹底を図る趣旨で、裁判所及び訴訟関係人の努力義務として規定するものでございます。なお、「できる限り」、また、「区別して行うよう努めなければならない」としておりますのは、例えば、被害者である証人から被害事実と処罰感情について証言してもらうようなケースを考えますと、犯罪事実に関する証拠と犯罪事実に関しない情状に関する証拠を区別できたとしても、その取調べを常に区別して行うべきであるとは言い難く、裁判所の適切な訴訟指揮に委ねざるを得ない場合が少なくないと考えられるためでございます。

10番は、取調べ状況の立証に関するものです。供述調書の任意性・信用性などが争われて取調べ状況が問題とされ、検察官においてその立証を行おうとする場合、往々にして、被

告人側と取調べ捜査官の間で、不当な取調べ等を「した」「しない」の水掛け論になりがちであるといった問題が指摘されており、さらに、これが審理長期化の原因の一つになっているとの指摘もございます。また、特に裁判員制度が実施されれば、裁判員に時間的な負担をかけることなく、かつ、的確に任意性・信用性等が判断できるような証拠調べの在り方を工夫していく必要があると思われまふ。本項目は、こうした問題意識に立って、立証責任を負っている検察官に対し、新たなプラクティスを追求し、取調べの状況を立証しようとするときは、できる限り、取調べの状況を記録した書面その他の取調べ状況に関する資料を用いるなどして、迅速かつ的確な立証に努めることを求めるものでございます。

11番は、規則199条の4に、「反対尋問は、特段の事情のない限り、主尋問終了後直ちに行わなければならない。」という一項を加えるものです。連日的開廷による集中審理を行うためには、当然必要とされることですが、念のため規則化しておくことが考えられるところでございます。

12番は、証人尋問の方法に関するものです。連日的開廷による集中審理の下で、適正迅速な裁判を実現するためには、争点を意識したメリハリのある尋問が行われる必要があります。そのため、証人を尋問するに当たっては、できる限り「個別的かつ具体的な尋問によらなければならない。」とする現行規則199条の13第1項を改正し、「個別的かつ具体的で簡潔な尋問によらなければならない。」とすることが考えられます。

13番も、証人尋問の方法に関するものです。職業裁判官にとっても、メリハリのない尋問、特に関連性の明らかでない尋問を延々と聞かされることほど辛いことはないわけですが、このことは裁判員が加わる裁判において一層重要であり、今まで以上に争点を意識したメリハリの利いた尋問を工夫していただかないと、裁判員に的確な心証形成を期待することはできないように思われまふ。また、実務の現状を見ますと、一部の事件に関してはありますが、事件とどう関係するのか分からない尋問がメリハリなく延々と続けられ、裁判所もこれを適切にコントロールできていないという批判があるところだす。一方、当事者サイドの声として、裁判所が尋問の途中で不用意に介入してきたため、証人に尋問の意図を察知され、それまで積み重ねた尋問を台無しにされたといった不満を聞くことがございますが、これも裁判所の側

から見ますと、尋問の意図が明らかにされていれば、介入しなくてすんだのにと感じがあるところもございませう。関連性がない尋問は法295条によって制限されることとなりますから、関連性を明らかにしなければならぬことは新たな規則を設けるまでもなく当然なわけですが、これを規則に明記することにより、争点を意識したメリハリのある尋問が行われるようにするとともに、現状の問題のあるプラクティスを改善することを意図したものでございませう。関連性は、通常、尋問自体によって明らかになると思われませうが、証人に尋問の意図を察知されたくないような場合には、例えば、法壇に近寄って、裁判所に尋問の意図・関連性を説明するといったことも考えられませうので、「その関連性が明らかになるような尋問をすることその他の方法により」明らかにすれば足りることとしておりませう。なお、尋問を構成する一つ一つの発問において、立証すべき事項等との関連性が常に明らかにされなければならないというようなことを要求するものでないことは当然でございませう。

14番は、検察官、被告人又は弁護人は、証拠調べの後に意見を陳述するに当たっては、証拠調べ後できる限り速やかに行わなければならないとするものでございませう。

15番は、論告・弁論が、証拠調べの結果に基づいて行われることを担保するとともに、裁判所の適正かつ迅速な判断を可能とするため、論告・弁論中、争いのある事実については、その意見と証拠との関係の具体的な明示を義務付けるものでございませう。

16番は、7番でご説明したとおり、規則上の準備手続を廃止いたしますことから、破棄後の手続について規定する規則217条2号から「及び第194条第1項但書」という文言を削除するというものでございませう。

次の17番から46番までは公判前整理手続に関する事項でございませう。

まず17番でございませうが、裁判所は、公判前整理手続において、公判の審理予定を定めなければならないものとするとともに、訴訟関係人は、その審理予定の策定に協力しなければならないこととするものでございませう。公判前整理手続の目的は、「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行う」ことができるようにすることにありませうして、その目的の下で争点及び証拠の整理が行われれば、全体としての審理計画、すなわち審理の予定が定まるこ

とになります。本項目は、審理予定の策定という公判前整理手続のゴールを明示するとともに、併せて訴訟関係人の協力の義務を明示するものでございます。

18番は、公判前整理手続に付する旨の決定は、送達を要しないものとする、すなわち通知で足りることとするものでございます。この決定につきましては、その後引き続いて行われる手続によって、決定がなされたことが自ずと明らかとなる上、訴訟関係人の利益を害することがなく、不服申立ても認められていないことから、送達という厳格な手続を採る必要はないものと考えられます。ただし、告知を不要とする趣旨ではございませんから、通知は必要ということになります。

19番は、弁護人を必要とする旨の通知に関するものです。公判前整理手続においては、弁護人がなければその手続を行うことができず、また、公判前整理手続に付された事件については、法289条1項に規定する事件、いわゆる必要的弁護事件に該当しないときであっても、弁護人がなければ開廷することができないとされています。そこで、公判前整理手続に付する旨の決定をした際には、遅滞なく、被告人に対し、弁護人がなければ公判前整理手続を行うことができず、開廷することもできない旨を通知することによって、被告人の弁護人選任権行使に遺漏のないよう配慮するものです。被告人に既に弁護人があるときは、通知をする意味がありませんので、除外してよいと考えられます。また、先ほど述べました、いわゆる必要的弁護事件につきましては、規則177条によりまして弁護人がなければ開廷することができないことを通知いたしますので、本項目後段による通知は要しないものと考えられます。

20番は、公判前整理手続期日を定めるについては、その期日前に訴訟関係人がなすべき準備を考慮しなければならないものとするものでございます。本項目は、「第1回の公判期日を定めるについては、その期日前に訴訟関係人がなすべき訴訟の準備を考慮しなければならない」としております規則178条の4と同趣旨のものでございます。

21番は、公判前整理手続期日の変更請求に関するものです。公判期日の変更請求に関する規則179条の4に対応するものです。

22番は、法316条の6第3項の委任に基づきまして、公判前整理手続期日を変更する際の意見聴取に関して定めるものです。内容的には、公判期日の変更に関する規則180条本文と同様としてございます。

23番は、18番と同様に、公判前整理手続期日の変更に関する命令は、送達を要しないものとする、すなわち通知で足りることとするものです。

24番は、裁判長は、やむを得ないと認める場合のほか、公判前整理手続期日を変更することができないものとするものです。公判期日の不変更に関する規則182条1項と同内容でございます。

25番は、被告人の公判前整理手続期日への出頭についての通知に関するものです。裁判所が被告人に対して公判前整理手続期日に出頭することを求めた場合に、弁護人の知らぬ間に被告人が召喚され、期日前の打合せもできなかったというような事態は好ましくないと考えられますので、裁判所は、被告人の出頭を求めたときは、速やかにその旨を弁護人に通知しなければならないこととするものです。また、期日に出頭する一方当事者のみに通知するのは相当でないと考えられることから、検察官にも通知しなければならないものとしております。もっとも、プラクティスとしては、被告人の出頭を求めるかどうかの判断の参考とするため、あらかじめ両当事者の意見を聴くという運用が考えられるところでございます。

26番は、公判前整理手続を受命裁判官にさせる旨の決定は、送達を要しないものとする、すなわち通知で足りることとするものです。本項目の趣旨も、先ほど述べました18番と同様でございます。

27番は、公判前整理手続期日においてした決定又は命令は、これに立ち会った訴訟関係人には送達又は通知することを要しないとするものです。公判前整理手続期日において証拠決定等が行われた場合、立ち会っている訴訟関係人は当然その決定等の内容を知ることができるので、改めて送達又は通知する必要はないと考えられるところでございます。

28番は、法316条の5第7号から第9号までの決定、すなわち、証拠の採否決定、証拠の取調べの順序及び方法を定める決定並びに証拠調べに関する異議の申立てに対する決定をした場合には、その旨を検察官及び被告人又は弁護人に通知しなければならないこととするものです。これらの決定は、遅くとも法316条の24の事件の争点及び証拠の整理の結果の確認の段階では、決定の内容が自ずから明らかとなることなどから、決定のある都度、送達という厳格な手続を採る必要はないと考えられます。被告人又は弁護人に通知すれば足りるとする理由は、立証活動については、通常弁護人に一任されていると考えられるためでございます。期限等を定めるに当たって、被告人又は弁護人の意見を聴かなければならないとしている改正刑訴法の規定上も、被告人と弁護人は、十分な打合せをした上で公判前整理手続に臨むことが当然の前提とされているものと考えられます。このことから、証拠の採否等に関する決定について、必ず、弁護人及び被告人の双方に通知する必要があるとは考えられないところでございます。

29番は、公判前整理手続調書の記載事項に関するものです。公判調書に関する規則44条と同様、公判前整理手続期日において行われる手続のうち特に重要な事項を必要的記載事項とし、それ以外の事項であっても、公判前整理手続期日における手続中、裁判長又は受命裁判官が訴訟関係人の請求により又は職権で記載を命じた事項を任意的記載事項とすることが考えられます。公判前整理手続においては、いわゆる被告人質問や証拠調べとしての証人尋問は予定されていないため、公判調書の必要的記載事項である「被告人に対する質問及びその供述」や「証人の尋問及び供述」といった事項は必要的記載事項としていません。なお、法316条の10に基づき、裁判所が、弁護人の陳述又は弁護人が提出する書面について被告人の意思を確かめるためにした質問と、これに対して被告人がする陳述の要領は、29番の1の(八)の「証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張」として記載することを想定しております。

30番でございますが、公判前整理手続調書の署名押印、認印に関するものです。公判調書に関する規則46条と同内容としております。

31番は、公判前整理手続調書の整理に関するものです。公判前整理手続調書は、各公判前整理手続期日後速やかに整理されることが望ましいわけですが、44番で後ほどご説明いたしますとおり、公判前整理手続の結果については、公判期日において、公判前整理手続調書の朗読又はその要旨の告知により明らかにしなければならない旨の規定を置くことを検討しておりますことから、遅くとも第1回公判期日までに整理される必要があると考えられるところでございます。

32番は、公判前整理手続調書の記載の正確性について、当事者に異議を述べる機会を保障して、その正確性を担保するとともに、公判前整理手続調書に絶対的証明力を付与するため、これらに関する規定を準用することとするものです。異議の申立て期間につきましても、法51条2項本文をそのまま準用し、遅くとも第一審における最終の公判期日後14日以内にしなければならないものとするだけで足りると考えられます。

33番は、公判前整理手続に付する旨の決定があった事件について適用が除外されると考えられる規則の規定を列挙したものでございます。事件が公判前整理手続に付されるまでは、本項目に列記された規定を含め、事前準備に関する規則の規定がすべて適用されること、また、本項目に列記された規定以外の事前準備に関する規定は、事件が公判前整理手続に付された後も適用が排除されないことを、裏側から規定する意味があります。規則178条の6第1項並びに第2項2号及び3号並びに178条の7の規定の適用が排除されるのは、これらの規定が、公判前整理手続においては適用されない法299条1項の規定を前提としているからです。規則178条の8の適用が排除されるのは、公判前整理手続に付された事件については、同手続内において証拠請求や証拠決定が行われ、審理予定が定められることから、「証人として尋問を請求しようとする者で第1回の公判期日において取り調べられる見込みのあるものについて、これを在廷させるように努めなければならない」とする規則178条の8の適用場面はないと考えられるからです。規則193条は、事前準備に関する規定ではございませんが、公判前整理手続に付する旨の決定があった事件における証拠調べの請求は、法316条の13以下の規定に従って行われることが想定されていますことから、まず検察官において事件の審判に必要と認めるすべての証拠の取調べを請求しなければならないとする規則193条を適用する余地はないと考えられるためでございます。

34番は、証明予定事実等の明示方法に関するものです。本項目は、証明予定事実等を明らかにするについては、「事件の争点及び証拠の整理に必要な事項」を「具体的かつ簡潔に明示」しなければならないものとすることによって、事件の争点及び証拠の整理の十分かつ円滑な実施を担保しようとするものでございます。検察官、被告人又は弁護人による証明予定事実等の明示が、争点及び証拠の整理に不必要な事項を交え、抽象的あるいは冗長に行われたのでは、争点及び証拠の整理の円滑な実施の支障となることは明らかであると思われま

35番も、証明予定事実の明示における留意事項に関するものですが、実務上比較的汎用性がある明示方法を具体的に例示することによって、証明予定事実の明示に当たって、争点及び証拠の整理の円滑な実施を意識する必要があることを強調するものです。本項目に掲げた「事実とこれを証明するために用いる主要な証拠との関係を具体的に明示する」という方法は、争点及び証拠の整理を円滑に行うための手段として例示したものであり、個々具体的な事件でどのような方法を採用するかは検察官や弁護人の工夫に委ねられるということになります。

36番は、期限の告知に関するものです。期限の告知を受けることは性質上代理に親しむと考えられること、また、被告人と弁護人は、十分な打合せをした上で公判前整理手続に臨むことが当然の前提とされているものと考えられることから、検察官及び被告人又は弁護人のいずれかに通知すれば足りるものとしております。

37番は、公判前整理手続において期限が定められた場合には、これを厳守しなければならないこととするものでございます。訴訟関係人が裁判所の定める期限を厳守すべきことは当然なわけですが、公判前整理手続をできる限り早期に終結させるためには特に重要なことでもありますので、注意的に規定するものです。

38番は、公判前整理手続において期限を定めた場合において、検察官、被告人又は弁護人が当該期限までに所定の行為を行わない場合の処置に関するものです。期限までに、意見若しくは主張が明らかにされず、又は証拠調べの請求がなされない場合においても、裁

判所が公判の審理を開始するのを相当と認めるときに、公判前整理手続を終了することができるのは、いわば当然のことと考えられますが、これを注意的に規定するものです。

39番は、検察官が開示請求を受けた証拠を開示しない場合にその理由を告知すべき義務を課すことにより、被告人側において証拠開示の裁定を請求するかどうかの検討、あるいは、請求するに当たっての主張の検討をより実効的になさしめ、もって、証拠開示手続の合理化を図ることを目的とするものです。その趣旨は、告訴人等に対する不起訴理由の告知義務を定める法261条に類似します。同条の告知義務の内容としては、不起訴処分の直接の理由、すなわち、不起訴裁定主文、例えば、「起訴猶予」、「嫌疑不十分」といったことを告げれば足りるというのが、通説及び実務の運用でございます。本項目につきましても、法律上のどの要件を満たさないために不開示とされたのかが明らかにされれば、被告人側として、裁判所に法316条の26第1項の証拠開示の裁定を請求するかどうかの検討、及び請求する場合の主張の一応の検討が可能と考えられますので、法261条と同様、「理由を告げなければならぬ」との文言を用いています。例えば、法316条の15第1項の規定により被告人又は弁護人から開示の請求があった場合において、検察官が重要性の要件を満たさない旨告げてきたときには、弁護人としては、当該証拠と特定の検察官請求証拠の証明力との関係を主張することが可能と考えられますし、また、検察官が相当性の要件を満たさない旨告げてきたときには、検察官が考えているであろう弊害の有無・程度を論じるとともに、開示を受ける必要性が極めて高いことを主張することが可能と考えられます。本項目の趣旨は以上のとおりでございますが、重要性の要件や相当性の要件を満たさないことを理由に不開示しない場合につきましては、より具体的な理由が告げられれば、先に述べたような被告人側の検討により資するものと考えられますので、支障がない場合は、検察官において、より具体的な理由を告げる運用が望ましいものと思われまます。本項目がそのような運用を制約するものではないことも当然でございます。

40番は、証拠開示に関する裁定の請求の方式に関するものです。証拠開示に関する裁定の請求に当たっては、証拠開示の必要性や証拠開示による弊害の内容などについて、詳細な主張がなされることが想定されます。そこで、請求者の真意を裁定者たる受訴裁判所に正確に伝えるため、原則として、その請求は、書面を差し出してこれをしなければならないも

のとするのが第1項でございます。ただし、公判前整理手続期日において裁定を求める場合には、請求が受訴裁判所の面前でなされること、また、受訴裁判所がその場で直ちに判断可能な場合もあり得ることから、口頭による請求を許すことができるものとしております。これが第3項でございます。第2項は、相手方が裁定請求の存在及びその理由を速やかに把握して迅速に意見を述べることを可能とするため、裁定の請求をした者は、相手方又はその弁護人に裁定の請求にかかる書面の謄本を送付しなければならないとするものでございます。もとより、第3項により口頭による請求が許された場合には、適用されない規定ということになります。また、ここで謄本と言っておりますのは、写しを許容する趣旨でございまして、例えば、ファクシミリによって送信することでも足りると考えられます。

41番は、法316条の27第2項の証拠標目一覧表の記載事項に関するものです。証拠標目一覧表は、裁判所が法316条の26第1項の請求について決定をする前提として、検察官においてどのような証拠を保管しているのか把握するために使用するものです。したがって、一覧表には、「種類」、「供述者又は作成者」、「作成年月日」といった、証拠を特定・識別するための事項のほか、一覧表に記載された証拠が開示を求められている証拠に該当するか否かを判断するのに必要な事項が記載されていることが望ましいと考えられますが、別に法316条の27第1項で証拠自体の提示命令が認められていることから、最低限の要請として、証拠自体の提示命令をするかどうかの判断のために必要と認める事項を記載しなければならないとさせていただきます。裁判所は、当該一覧表のみに基づいて法316条の26第1項の請求について判断できなければ一覧表に記載された証拠の中味について検察官に釈明を求め、あるいは、法316条の27第1項により一覧表に記載された証拠の提示を命じて当該証拠の内容を確認した上で判断することになると思われま。す。「証拠の提示を命ずるかどうかの判断のために必要と認める事項」としては、例えば、弁護人において、犯行状況を目撃した者のうち検察官が取調べを請求していない者の供述録取書等の開示を請求したのに対し、検察官において、そのような供述録取書等は存在しないと主張している場合、各供述録取書等について供述者の立場あるいは供述事項といったものを記載することが考えられます。

42番は、期日間整理手続について、公判前整理手続の規定を準用する規定でございます。

43番は、審理予定に従った公判審理の進行に関するものです。充実した公判の審理を継続的かつ迅速に行うため、あらかじめ事件の争点及び証拠を整理し、公判の審理予定を定めるわけですが、重要なのは、公判審理がこの予定に従って進行することです。そのためには、公判の審理を公判前整理手続等において定められた予定に従って進行させるように努めなければならないとする裁判所の義務を規定した上で、これについての訴訟関係人の協力義務を明示しておくことが有意義であると考えられるところでございます。

44番は、法316条の31の委任に基づきまして、公判前整理手続等の結果の顕出の方法を定めるものでございます。調書や提出書面の朗読又は要旨の告知という方法は、準備手続の結果顕出に関する規則194条の7と同様のものでございますが、裁判長自ら行うことも、書記官に行わせることもできることが文言上明らかになるようにしております。なお、当事者双方の冒頭陳述により、争点整理の結果が過不足なく明らかにされた場合には、争点整理の結果は冒頭陳述のとおりと述べた上、証拠整理の結果を調書に基づいて明らかにする程度で足りる、すなわち、調書の要旨の告知としてはその程度で十分と考えられるところでございます。

45番は、公判前整理手続等において請求しなかった証拠の取調べを請求するには、やむを得ない事由によってその証拠の取調べを請求することができなかったことを疎明しなければならないこととするものでございます。法316条の32から当然のことではございますが、やむを得ない事由の疎明がなされなければ、当該証拠の取調べ請求は却下されることとなります。

46番は、公判前整理手続等に付された事件について、やむを得ない事由により公判前整理手続等において請求することができなかった証拠の取調べを請求するときは、その事由がやんだ後、できる限り速やかに、これを行わなければならないこととするものでございます。公判前整理手続等において請求しなかった証拠の取調べ請求は、やむを得ない事由によってその証拠の取調べを請求できなかったことの疎明がなされた場合は許されることとなりますが、その時期に制限がなければ、結果的に公判審理に重大な影響を及ぼすおそれがあります。そこで、公判前整理手続等に付された事件について、やむを得ない事由により公判前

整理手続等において請求することができなかつた証拠の取調べを請求するときは、事由がやんだ後できる限り速やかにこれを行わなければならないものとするものでございます。例えば、ある証拠の存在を知らなかつたことがやむを得なかつたと言える場合には、証拠の存在を知ったときに証拠調べ請求ができなかつたことがやむを得ない事由がやんだことになり、その後できる限り速やかに証拠調べを請求しなければならないこととなります。

47番は、規則303条1項の改正に関するものでございます。「審理」という言葉の後に「又は公判前整理手続若しくは期日間整理手続」という文言を入れることによりまして、訴訟関係人が公判前整理手続又は期日間整理手続の迅速な進行を妨げた場合も、処置請求の対象となり得ることを明示しようという趣旨でございます。

要綱案の説明は以上でございます。

滝井委員長 ありがとうございます。それではただいまご説明いただきました要綱案の内容につきまして、まず、ご質問があれば伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

秋田幹事 弁護士会からまいりました幹事の秋田でございますけれども、順不同でやらせていただいてよろしいでしょうか。

滝井委員長 はい、結構です。

秋田幹事 10番についての取調べの状況に関する立証について、いくつか質問をさせていただきます。

要綱案の中では、「取調べ状況に関する資料」の例示といたしまして「取調べの状況を記録した書面」のみが挙げられているようでありますが、規則制定者のお立場といたしまして「資料」として具体的にどのようなものをお考えなのか、お聴きたいと思います。一つしか例示が挙がっておりませんので、もう少し具体的な例を挙げていただければ有り難いと思います。

滝井委員長 今の点、どうでしょうか。

秋田幹事 もしそういう例示としてほかのものをお考えであるのであれば、そのほかの例示を、この条項として盛り込むことができないのかどうかという点についても、ご意見をお聴かせいただければと思っております。

伊藤幹事 取調べの状況に関する資料として、これまで裁判で用いられた実例としては、次のようなものがございます。留置人出入簿、留置人動静簿、看守勤務日誌、留置人診療簿、医師作成の診断書、診療録、留置人接見簿、留置人金品出納簿、検察官の接見指定書、その他捜査官が作成したメモ、取調べ経過一覧表、取調べの状況を録音した記録媒体、以上のようなものがございます。本項目におきまして、「取調べの状況を記録した書面」を特に抜き出して例示しておりますのは、身体の拘束を受けている被疑者又は被告人の取調べにつきまして、捜査機関の準則によりこのような書面の作成が義務付けられた関係で、取調べ状況に関する資料として最も一般的に存在すると考えられるものを例示したということございまして、それ以上の意味はないわけでございます。ただ、先ほどもご説明いたしましたが、本項目は、立証責任を負っている検察官に対し、新たなプラクティスを追求し、迅速かつ的確な立証に努めることを求めると、こういう趣旨でございまして、特定の立証方法を用いるよう検察官を縛ると、こういう性質のものではないわけでございます。したがって、手段の例示としましては、先ほど述べました最も一般的に存在すると考えられる「取調べの状況を記録した書面その他の取調べ状況に関する資料を用いて」と書けば十分ではないかというふうに考えているところでございます。

滝井委員長 よろしゅうございますか。

秋田幹事 引き続き、今の取調べ状況についての資料についてご質問させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

滝井委員長 はい。

秋田幹事 今の規則制定のご趣旨からすれば、「取調べ状況に関する資料」として重要なのは、作成者の主観が入ったり、あるいは改ざんのおそれの少ない資料という意味ではないかと考えられます。その意味では、ここの「取調べ状況に関する資料」という表現を、例えば

「客観的な資料」と書き換えたり、あるいは主観が入ったり改ざんのおそれが少ないという意味で「取調べと同時的に作成される資料」と、そのような意味を盛り込むことが考えられると思われるのですが、そのような条項とすることはできないでしょうか。「客観的な資料」という言葉について、法文上探してみますと行政手続法13条2項2号に「客観的な資料」という言葉も使われているようでありますので、立法上は可能かと思いますが、その点についてのご意見はいかがでしょうか。

伊藤幹事 先ほど申し上げたこととかかわりますが、「取調べの状況を記録した書面その他の取調べ状況に関する資料を用いるなどして」という例示を掲げてございますのは、深刻に取調べの状況が争われている事件におきまして迅速かつ的確な立証を行うためには、供述証拠以外の資料の利用を検討することが有益な場合が少なくないと考えられるためですが、実際にどういう資料を利用するかということは、立証責任を負っている検察官がその責任において判断すべきことだと考えているところです。また、先ほど、これまでの裁判で用いられた実例として挙げたものの中にも、例えば、留置人動静簿ですとか取調べ経過一覧表のように、今おっしゃった「客観的な資料」、あるいは「取調べと同時的に作成される資料」とは必ずしも言い難いものも含まれているように思われます。いずれにせよ、本項目は、検察官に対し、何らかの新しい立証方法を義務付けるというような性格のものではないわけですから、誤解を避ける意味でも、あまり限定的な例示にするのはどうかというふうにご検討いただいております。

秋田幹事 むしろ広めに考えるという、そういうご趣旨との理解でいいんですね。例示として限定はされているけれども、資料として考えられている範囲は広い。

伊藤幹事 そういう趣旨です。

秋田幹事 引き続きもう一点だけこの条項に関して確認させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。これはもう当然のことだと思われるのですが、念のため、確認させていただきたいと思います。今、例として挙げられました「取調べの状況を記録した書面」が用いられた

からといっても、それが直ちに「迅速かつ的確な立証」がなされたわけではないと、そういうことでよろしいでしょうか。

伊藤幹事 今ご説明したとおりですが、「取調べの状況を記録した書面」を例示に掲げているのは、当該資料が、現状において最も一般的に存在すると考えられるからでありまして、それ以上の意味はないわけでありまして、したがって、「取調べ状況を記録した書面」が提出されれば、イコール迅速かつ的確な立証ができたというふうに考えているものではございません。

滝井委員長 よろしゅうございますか。

秋田幹事 ありがとうございます。

滝井委員長 ほかに。

竹之内委員 竹之内でございます。続いて11番についてご質問をいたしたいと思います。11番につきましては、先ほどのご説明では、連日的開廷による集中審理を行うために、反対尋問は、原則として、主尋問終了後直ちに行わなければならないということにしまして、「特段の事情」がある場合を例外とするというわけですが、この「特段の事情」の解釈について、確認のために伺っておきたいと思っております。

私が考えますところ、この「特段の事情」がある場合の典型例といたしましては、主尋問で、開示されていた供述調書等から想定される供述内容と全く異なる供述がなされた、そういうような場合が挙げられると考えられるわけですが、そのような理解でよろしいでしょうか。念のためでございますが、お伺いしたいと思います。

滝井委員長 どうぞ。

伊藤幹事 個々具体的な事情に照らして裁判体が判断すべきことではございますが、今おっしゃったような事情が認められる場合に、「特段の事情」があるというふうに判断される場合もあろうかと思っております。ただ、この要件に当てはまるかどうかというのは、主尋問終了後直ちに

尋問を行うことが、当該事案における防御権の行使上合理的な支障があるかどうかといった観点から判断されるべきものでありまして、供述の変遷があったこと、イコール直ちに「特段の事情」があるというものではないような気がいたします。

滝井委員長 よろしゅうございますか。ほかにご質問は。どうぞ。

秋田幹事 要綱案の13番について質問させていただきたいと思います。要綱案の13番は、証人尋問の方法ですけれども、先ほどのご説明で、法295条による尋問の制限についてのお話がありましたので、本要綱案と295条との関係についてお聴きしたいと思います。

法295条は尋問の制限の根拠規定となっているということですが、この新規則案は、法295条を超えて新たな制限根拠を定めたものではないと、そういう理解でよろしいのでしょうか。このような質問をいたしますのは、法295条を見ますと、「訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り」という規定になっております。この「訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り」という条項が、この新規則でもかかってくるかどうかという点に関連してまいりますので、念のため確認させていただきたいと思います。

伊藤幹事 先ほどご説明したとおりでございますが、本項目は、証人を尋問するに当たっては関連性を明らかにしなければならないという現行法上も当然のことを規則に明記することによりまして、争点を意識したメリハリのある尋問が行われるようにするとともに、現状の問題のあるプラクティスを改善しようと、こういう趣旨であります。関連性がない尋問は、これまでも将来も法295条により制限されるのでありますから、本項目が新たな制限根拠になるというものではございません。

滝井委員長 よろしゅうございますか。

秋田幹事 引き続き同じ条項についての質問をさせていただきたいと思います。

今ご説明もありましたとおり、関連性のない尋問が許されないということは、法295条から明らかだとは考えております。ただ、問題なのは、先ほどのご説明でも触れられていたかとは思いますが、反対尋問では、証言の弾劾のため、関連性はあるものの、尋問それ自体

では直ちに関連性が明らかではない尋問をしなければならないことがよくあるということです。例えば、事件とは直接関連はないけれども、証人の証言と矛盾する事実を積み重ねることによって、あるいは後の弁護側立証と矛盾する事実を証言させることによって、証人の証言を弾劾することが、反対尋問の技術としてよく用いられるところです。このような場合は、尋問の最後に関連性が明らかになる場合もありますし、尋問自体では明らかにできないので、必要に応じて「その他の方法」で関連性を明らかにするということになるかと思います。

そこでお聴きしたいのは、関連性を明らかにすべき時期であります。

先ほど例としてあげましたような場合も含め、本要綱案は関連性を「あらかじめ」明らかにするというようなことを義務付けたものではないと、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

伊藤幹事 本規定は、関連性をいつまでに明らかにしなければならないかということは特に規定していないわけでございます。一般論としては、特に反対尋問において、証人に尋問の意図を察知されたくない、こういう場合があるということはよく承知しておりますので、そのような場合には、先ほどもご説明しましたけれども、例えば、法壇に近寄って、裁判所に尋問の意図・関連性を説明するといったことも許容すると、そういう趣旨の条文案を考えているということとであります。

秋田幹事 よく分かりました。ありがとうございました。

滝井委員長 ほかにご質問はありませんか。

岡幹事 幹事の岡と申します。17番について念のためいくつか聴いていきたいと思えます。

17番では、「審理予定の策定」ということが公判前整理手続のゴールを明示する趣旨で提起されていて、それについての当事者の義務という説明です。この趣旨自体はもとより異論がないところです。ただその「審理予定」という言葉自体が、今回の規則で初めて使われていまして、これが43番では審理予定を遵守するという形でさらに使われているという関係が

ありますので、念のための確認ですけれども、まずこの「審理予定」という言葉として、具体的にどのようなところまで定めておくことが想定されているのか、その点を伺いたいと思うのですが。

滝井委員長 どうぞ。

伊藤幹事 法律の中にも出てございますけれども、証拠調べの範囲、順序、方法を定めるとか、それから公判期日を決める、さらに、一期日に要する時間がどれくらいかというのを想定して、審理日数を何日間にするといったことを定める、こういったことがすべて「審理予定の策定」ということに当たるというふうに考えてございます。

岡幹事 そのような事項を定めることが「審理予定の策定」だとして、今回ご提案の17番の第2項ですと、そういった事項について、定めるについての当事者の協力義務ということが明示されることになるわけですが、同時に、裁判所が今説明がなされたようなことを決定するに当たっては、当事者の意見を聴くということが当然の前提になっていると考えられるわけです。そこで確認させていただきたいと思いましたが、法297条の1項の方で、先ほどご説明があった「審理予定の策定」の内容のうち、証拠調べの範囲、順序、方法については、当事者の意見を聴くということが明記されているわけですが、それに加えて「審理予定の策定」に含まれるとされた、公判期日、あるいは審理の時間、日数などについては、当事者の意見を聴くという明文の規定はないことがございます。そういったことを踏まえまして、これら非常に重要になってまいりますこの「審理予定の策定」というものについて、法律上明文がない事項についても、当事者の意見を聴くということが運用上の前提として想定されていると、こういう理解でよろしいかという点なのですが、いかがでしょうか。

伊藤幹事 公判期日等を定めるについては確かに当事者の意見を聴くという規定はないわけですが、集中審理ということで連日的に何日かの期日を予定すると、何時間かかるのかという予定を立てていくということを考えますと、当事者の意見を聴かないでその予定を立てるとすることは、現実的にはあり得ないだろうという感じはいたします。ただ、もちろん元々、当事者が嫌だと言えば期日が指定できなくなるのかと、そういうものではないはずで

から、当事者の同意がなければ定められないと、こういうものではないということは言わなければいけないと思いますが、当事者の意見を聴くだろうということは全くそのとおりだろうというふうに思います。

滝井委員長 よろしゅうございますか。ほかに。

竹之内委員 竹之内でございます。大分とぶんですが、37番について伺いたいと思います。質問は二つあるんですけども、一つめを申し上げます。一つは、期限の厳守という形で規定されることとの関係で、この期限の変更についてでございます。

例えば申し上げますが、証拠調べ請求の期限が定められたけれども、請求を検討しているところの証人候補者からの事情聴取等が何らかの事情で、客観的事情によって、遅れた場合など、やむを得ない事情によって、期限に間に合わないということも起こり得るわけでありまして、このような場合に、特段の規定を待つまでもなく、当然に、請求に基づいて、期限の変更が認められるものと理解しておりますけれども、念のためということになりますけれども、お尋ねいたしたいと思います。

伊藤幹事 ただいまのご質問も、個々具体的な事情次第でありまして、その事情に応じて裁判体が判断するということだと思いますので、なかなか一般論としては答えにくいわけですが、あえて答えるとすれば、やむを得ない事情が認められる場合には、期限を変更すると、そういう場合が多いだろうということだろうと思います。

竹之内委員 もう一つが、期限が定められた行為の前提になりますところの相手方当事者の行為との関係でございます。

これも例えば申し上げますが、316条の15によるところの類型証拠開示、これが一定の期日までになされるという見込みの下で、316条の17によるところの被告人側の主張明示と証拠調べ請求の期限が定められた、ところが実際には、類型証拠開示がなされなかったり、遅れたりした場合のことでございます。

証拠開示がなされなかった場合には、法316条の17自体が、「316条の15第1項の規定による開示すべき証拠の開示を受けた場合において」としておりますので、前提が満たされておらないと、したがって、期限の定めは無効になる、あるいは当然に変更が必要になると理解をいたしております。また、類型証拠開示がなされたものの、想定されていた時期から大幅に遅れたというような場合には、期限の変更が認められることになるものと理解をいたしているわけではありますが、かような理解でよろしいのかどうか、念のためということで恐縮ですが、お伺いをいたします。

伊藤幹事 今お話になったのは、一定の期日までに証拠開示がなされるという見込みの下で、主張明示と証拠調べ請求の期限が定められた、ところが実際には、当該期限の前には証拠開示がなされなかったと、こういうことだろうと理解しておりますけれども、そのような場合は、当該期限を定めた前提が欠けてしまうことになるわけですから、当然に期限を変更すべきことになるように思います。他方、証拠開示が想定より遅れた場合というのもおっしゃっていたと思うんですけども、そちらの方になりますと、程度の問題ということになるので、一概にはこれまた答えにくいような気がするわけでございますけれども、先ほどおっしゃったように証拠開示が想定されていた時期から大幅に遅れてしまって、その後期限までに主張や証拠調べの準備を行うのが困難だと、こういうふうに認められれば、そういう場合にはやはり期限を変更すべき場合が多いのではないかというふうに考えております。

滝井委員長 よろしゅうございますか。ほかに、ご質問のおありの方、いらっしゃいましたらどうぞ。

岡幹事 岡でございます。続きまして、一つ後の38番についてですけれども、趣旨については先ほどのご説明でよく理解をできました。その上で確認的な質問ですが、期限が定められる場合、特に法律上制限がかかってきますのは証拠調べの制限がございます。それは法316条の32で要件が定められているわけですがけれども、同条の要件を見ますと、公判前整理手続終了までは証拠調べ請求ができることが前提とされた規定と理解されます。もう一つ、法316条の24では、公判前整理手続の終了に当たっての、当事者との間での結果の確認という手続が規定されているわけです。

これらの規定から考えますと、結果確認手続というところまでに、仮に期限に遅れてでも、証拠調べ請求がなされたときには、裁判所は、それらを含めて採否の判断を行い、その上で手続を終了するものと解されるわけですが、38番はこの点の解釈に影響を及ぼすものではないと理解してよろしいかということです。

もちろん、期限が定められた以上、それまでに証拠調べ請求等も行うべきですし、先ほどの37番での質疑ともかかわりますけれども、変更せざるを得ない事由があるときには変更を求めるということになりますから、期限が定められて、かつ、変更されていない状態で期限に遅れること自体、本来的には避けなければいけないことは当然なわけですが、ただし条文の客観的な理解として、念のため確認させていただきたいということでございます。

滝井委員長 どうぞ。

伊藤幹事 若干答えにくい感じもするんですけども、本項目は、公判前整理手続において定められる個々の期限について、それを仮に徒過した場合には、今後一切証拠の請求ができなくなると、いわゆる失権効のようなものをこの項目で規定したと、そういうものではないということで、答えとして足りているでしょうか。

岡幹事 期限に遅れてもいいということを言おうとしているわけではなくて、ただし、期限に遅れた場合にどう取り扱われるかということは確認しておきたいということからの質問なのですが。期限に遅れた場合も、期限に遅れたことをもって、今のご説明のとおり、失権効がないということは、特に証拠調べ請求の場合は、その期限に遅れた証拠調べ請求についての採否も含めて、決定された上で結果の確認手続がなされると、こういう理解でよろしいということでしょうか。

滝井委員長 どうぞ。

伊藤幹事 何かその、期限は遅れても影響はないんだというふうに聴かれているようなふうに聞こえてしまうものですから非常に答えにくいんですが、要するに期限を徒過したから証拠

請求ができなくなるという関係にはならないわけですし、その後その証拠調べ請求を採用するかどうかというのは、いろんな事情を考慮して決めるんだらうということだと思います。

滝井委員長 それではよろしゅうございますか。ほかに、ご質問のおありの方、どうぞ。

秋田幹事 要綱案の45番について、質問させていただきたいと思います。この要綱案は、やむを得ない事由の疎明ということで、「疎明」という文言が使われていますけれども、この「やむを得ない事由」の内容いかんによっては、例えば弁護人の証拠調べ請求で明らかにすれば足り、常に何らかの資料を提出する義務までも課したのではないという理解でいいのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

ちょっとわかりにくいかと思いますが、このような質問をする理由を若干付言させていただきますと、例えば、「やむを得ない事由」といたしまして、開示された証拠と検察官公判立証の内容との間にずれが生じたということで、急きょ新たな立証が必要になるような場合が考えられます。検察側証人が公判で突然新たなことを証言したような場合にそういうことが考えられるわけですが、その事情を具体的に説明する必要は出てくるのではないかと考えられます。しかし、その場合にその事情を例えば具体的な資料をもって提出することは、不可能若しくは好ましくない場合があるのではないかと考えられます。例えば、そういうことを明らかにしなければならないということになってしまいますと、不同意書証を裁判所に提出する必要が生じるというようなことにもなりかねないと考えられるからであります。

「疎明」という言葉は、我々民事事件などで使う場合には、やはり何らかの資料を提出するというような意味で使っておるのではないかと思いますし、刑事事件でも、証拠保全に関します刑事訴訟規則138条3項には、「疎明」という言葉が使われていますけれども、実務上の運用で、何らかの証拠資料の提出をするようにという形での運用も見られるところであります。そこで、この「疎明」が資料の提出まで含む趣旨なのかどうかについて、確認させていただきたいと思います。よろしく願います。

滝井委員長 どうぞ。

伊藤幹事 本項目は、疎明の方法について規定しているものではありませんので、本項目により、何らかの資料の提出という義務が課されるというものではないとお考えいただいて結構かと思います。ただ、裁判所の側からしますと、口頭の申述で十分な疎明がされたというふうに判断すればそれで終わるわけですが、それでは足りないと考えれば、資料を出さないんですかというふうに求めることになるんだらうという感じがいたします。

滝井委員長 よろしゅうございますか。

秋田幹事 了解いたしました。

滝井委員長 ほかに、ご質問がおありの方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

岡幹事 46番の趣旨についてです。46番につきましても、先ほどの趣旨説明については、全く異論がないところです。その上で確認的な質問になるわけですが、46番は、法316条の32を前提とした規定であります。同条では、請求の要件について、「やむを得ない事由によつて公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかつた」ものかどうか要件となっているところです。ここでの「やむを得ない事由」というものの存否の判断時期ですけれども、これについてはこの規定の趣旨から、公判前整理手続で請求しなかつたその時点で、しなかつたことに「やむを得ない事由」があったと言えるかどうかと解釈されるわけですし、46番は、そのことは前提とした上で、その事由がやんだときにできる限り速やかにそれを行うということを行為規範として定めたということであって、316条の32の請求の要件の判断時点について、直接に影響を及ぼすものではないと、こういう理解でよろしいでしょうか。

滝井委員長 いかがですか。

伊藤幹事 法316条の32に新たな要件を付加するものではないということでございます。

岡幹事 法316条の32の存否の判断時点について、その後の事情が直接影響するという理解ではないということですよ。

伊藤幹事 法316条の32の判断に影響するということではないと思いますが、先ほどと似たような話になりますが、証拠採否の判断に当たって影響しないのかと言われれば、それはまた別の話のような気がいたします。

岡幹事 分かりました。ありがとうございました。

滝井委員長 よろしゅうございますか。ほかにご質問、おありの方。どうぞ。

三浦幹事 幹事の三浦でございます。要綱案の項目の10番、取調べの状況に関する立証の関係について、一点お尋ねいたします。この項目の趣旨は先ほどのご説明で理解いたしましたし、その後の質疑の中でも、検察官に特定の立証方法を用いるよう縛るものではないというご説明があったところでございますので、それは理解をした上で、念のため確認をさせていただきますが、この規定は、要するに検察官が取調べの状況を立証するときは、検察官が持っている証拠を活用してできる限り時間をかけずに的確にその立証を終えるように努めるということを求めるものであって、取調べ状況に関する、言ってみれば新たな証拠の収集あるいは作成、さらには特定の捜査方法といったものをこの規定によって義務付けるものではないというふうに理解されますが、それでよろしいでしょうか。

滝井委員長 どうぞ。

伊藤幹事 それで結構だと思います。

滝井委員長 よろしゅうございますか。ほかにご質問、ございませんか。それでは質問はこの程度にして、ご意見を承ることになるわけでございますが、この辺で一度、休憩をして、休憩後にご意見を伺うようにしたいと思います。3時10分に、再開させていただきます。

(休憩)

滝井委員長 それでは、お時間がまいりましたので、再開をさせていただきたいと思います。休憩前に質問をいろいろいただきましたが、これから、ご意見をいただきたいと思います。ど

なたでも、特に番号順ということでもなくとも結構でございますので、おっしゃっていただきたいと思います。

山岸委員 委員の山岸でございますが、規則303条の特則の件について申し上げたいと思います。規則303条が規定する処置請求というのは、非違行為に対する制裁ではなく、審理の迅速な進行の確保のために受訴裁判所に認められた権能ですから、法律又は規則に違反する行為があったときに、まずは当該当事者に理由の説明を求めるとする手続には合理性があると言えようかと思われま。出頭在廷命令違反に関する法278条の2第5項、尋問等制限命令違反に関する法295条第3項では、理由の説明を求めると手続が前置されておられませんけれども、これらはいずれもその違反自体が、訴訟進行を直接的に妨げる行為であることから、理由の説明を求めると手続を省略する特則が置かれたものと理解することができます。これに対し、開示証拠の目的外使用の禁止規定は、関係人のプライバシーの保護や証人威迫等のおそれを除去するとともに、証拠開示を円滑に進めることを目的として新設されたものとされており、審理の進行の確保を直接の目的として規定されたものではありません。したがって、法278条の2第5項や、295条第3項の場合と異なり、理由の説明を求めると手続を省略する特則を置くべき理由は乏しいのではないのでしょうか。

滝井委員長 ただいま2番についてご意見をいただきましたが、この点につきまして、どなたかご意見のおありの方は伺いたいと思います。

伊藤幹事 事務局といたしまして、2番をご提案さし上げているのは、例えばですが、明らかに審理の準備とは関係なく、供述調書の全文をインターネットに掲載したとか、あるいは週刊誌に提供したとか、こういったケースも現実に想定されるわけですので、このようなケースを考えると、理由の説明を求めると手続ができてよい場合があるのではないかと、このように考えているところでございます。

山岸委員 最終的に懲戒処分をするかどうかというのは、懲戒委員会が法281条の4第2項に定める諸事情を含めて、総合考慮した上で実質的に判断することになるわけですがけれども、今、例に挙げられましたようなケースで、審理の準備に全く関係なく、興味本位で、インタ

ーネットや週刊誌に供述調書の全文を掲載させたようなケースは、当然懲戒処分の対象になるものと考えます。ただ、このような悪質な違反行為につきましては、弁護士会がそれを知ったときには、自ら懲戒手続に付することになると考えられますし、裁判所や検察官が知ったときには、懲戒請求をされることになるのではないかと思います。したがって、そのようなケースを想定して審理の迅速な進行を妨げた場合を対象とする処置請求についての特則を、目的外使用の事案全体に適用される規定として設けるとするのは、相当ではないものと思われませんが、いかがでしょうか。

稗田幹事 この、今議論になっております要綱案の2番でございますけれども、この規定は、結局、今回法律で新たに定められました公判前整理手続をきちんと活用して、争点にポイントを置いた分かりやすく迅速な裁判を行うということを考えるときに、証拠開示が行われやすいような環境を整備するということが非常に重要であり、そのためにはやはり開示証拠の複製等の取扱いが適正に行われることが不可欠だと、そういう認識の下にこのようなご提案をさせていただいているものでございます。そういう前提としての開示証拠の適正使用の問題、この点自体については、日弁連としては、どのような対応をされるお考えなのか、できれば教えていただければと思うんですけれども。

山岸委員 日弁連といたしましても、証拠開示制度が改正刑事訴訟法に基づく新たな刑事裁判手続の基盤であり、極めて重要なものであるというふうに考えております。拡充された証拠開示制度が十分に機能するためにも、開示証拠の複製等の利用等に関する基本的なルール、規範、何らかの規程といったものを会員に示す、そういう必要があるというふうに認識しておるところです。そのような認識に立ちまして、日弁連執行部といたしましては、会規の制定を検討しているところでございます。ご存知かどうか分かりませんが、昨年11月に日弁連では、弁護士職務基本規程を制定いたしました。その中の18条で、記録の保管廃棄についての規定を置きましたが、使用については直接規定していなかったこともありますので、改正刑事訴訟法の施行前に、開示証拠の取扱いの重要性にかんがみまして、今年度改めて開示証拠の複製等の管理、保管、廃棄のほか、使用についての注意義務などを明らかにする規程を制定する方針を決定したものであります。この規程の中味は今すり合わせ中ですが、開示証拠の複製等の使用についての一般的注意義務、また、審理準備等のために被告

人あるいは証人予定者や鑑定人予定者などの関係人への交付等、この交付というのは開示あるいは電気通信回線を通じて提供するといった、そういったものを含むということになりますが、そういった際の注意義務、それから、極めて限定的なケースではあろうかと思いますが、審理準備等のために被告人及び関係人以外の第三者へ交付等する際の注意義務などを含めて、明らかにしようとするものであります。

これによりまして、開示証拠の複製等の使用について、審理準備等のために行うことのできる適正使用の範囲などに関しまして、会員が遵守すべき注意義務を明確にし、もって、被告人、弁護士側の防御の準備に支障がないようにするとともに、実質的に違法性があるとして懲戒手続に付された場合、そこでの判断要素、考慮されるべき事情等についての基本的な考え方を明らかにすることになるものというふうに考えております。また、審理準備等の目的以外の複製等利用については、懲戒手続において、法281条の4第2項で掲げられた諸事情を含め、総合考慮した上で、実質的に判断されるということは先ほど述べたとおりであります。この法281条の4及び同条の5の立法経過等につきましては、会内に必ずしも十分周知されているとは言い難いところがありますので、執行部といたしましては、改めて、その周知徹底を図るべく取り組んでいくという予定であります。こうした活動を通じまして、先ほど例に挙げられたような行為、すなわち、興味本位で開示証拠をインターネット上に流出させたり、週刊誌に掲載させる目的で第三者に交付するなどの行為、あるいは証人威迫や罪証隠滅に利用されることを知りながら、暴力団関係者に交付するといったような行為については、日弁連としても懲戒処分の対象となるという考え方をとってきたこと、また、そのことは国会修正で追加された法第281条の4第2項によっても変わるものではないこと、そういったことを示していきたいというふうに考えております。そしてまた、開示証拠の複製等の適正管理、適正利用についてのルールに対する会員の注意を喚起していきたいと考えているところでございます。

松尾委員 開示された証拠の目的外使用につきまして、規則に303条の特則を必要とするということは、私などは最初はあまり予測していなかったのであります。このように要綱案になったものを拝見して、なるほどそうかと考えた次第です。証拠開示の問題は、ご承知のとおり非常に長い間の懸案事項でございました。昭和30年代の初めごろから議論が始まって、様々な論議の末に、ある程度の実務の運用の上での進展は認められますけれども、まだ完

全な解決とは言い難かったところへ、今回の刑事訴訟法改正で、従来の線から見れば飛躍的と言っていいくらいに証拠開示の問題が進展したと思います。そうなりますと、一方で、それとのバランスにおいて、先ほど幹事がお挙げになった例はいささか極端な例のようでもありませんけれども、まあしかし、何らかの手当てが必要になるなということは理解できている次第です。今、山岸委員の方から、日弁連としても様々な考慮を働かせておられるということでごさいます、実際上はこのような規則の規定はできましても、それが現実に発動される事態はおそらくまれであろうというふうに考えるわけですが、そういう前提でこの要綱の規定はやむを得ず必要なのかなというように考える次第です。

井上委員 山岸委員にお伺いしたいのですけれど、先ほどのお話ですと、この目的外使用の禁止は、プライバシーですとか、その他の秘密を保護するものであるのに対し、303条の処置請求は、当該審理の円滑迅速を確保するものであるもので、趣旨が違う、だから特則を設けるのはどうかと、こういうふうに聞こえたのですけれども、そうしますと303条の処置請求の対象にもならないというご趣旨なのですか。それとも、303条の処置請求ができるので、それを受けて日弁連としてはしっかりした対応をとるから、このような特則を設けるまでの必要はないというご趣旨なのか。ちょっとその、最初に言われたことと、後で言われていることが齟齬しているような気がするのですが。それと、日弁連の方としてはしっかりやりますと、それはそれでけっこうだと思ってしまうのですが、そのことと今回の、裁判所の方で処置請求するものとするということは、問題が違うと思うのです。弁護士会の方でちゃんとした対応をするということと、裁判所として請求するかどうかというのは、別のことではないかと思うものですから。その最初の点のご説明をお伺いしたいと思うのですけれど。

滝井委員長 いかがですか。

山岸委員 開示証拠の目的外使用、明らかな目的外使用があったと、明確に違反する行為があった、それによって審理の迅速な進行が妨げられた場合には、処置請求の対象になるものと考えております。

井上委員 その部分を特則化したという位置づけかなというふうに思ったのです、今回のご提案はですね。目的外使用一般について、当該審理と関係なく、裁判所が処置請求をすることではないように思うのですけれども。

滝井委員長 その点はいかがですか。

伊藤幹事 今、井上委員のおっしゃったとおりでありまして、一般的に処置請求の対象にするということではなくて、明白な違反行為があって、それが元々303条に規定していたような審理妨害になるというような場合には、理由の説明を求めることなく処置請求ができるという点の特則を作ろうと、こういう趣旨でございます。

滝井委員長 その点につきましていかがですか。

山岸委員 様々な事案が起き得るかと思うんですけれども、先ほどのような明白な事案から、非常に現場でもせめぎ合いの中でのいろいろな事例が出てこようかと思いますが、理由を聴くことなくというような特則をここであえて設ける必要があるのかというと、それはまあ必要がないというふうに私どもとしては考えているということでございます。

滝井委員長 この点につきましてご意見をどうぞ。

稗田幹事 現行の303条の処置請求との関係ということだろうと思うんですけれども、そもそも現行の303条に加えて、このような特則をというようなご提案をしたという背景には、これまで303条自体が、必ずしも実効性が確保されていなかったというところがあり、そこにこの裁判員裁判を前提とした新しい刑事裁判を考えていくという場合には、こういう開示証拠の目的外使用の問題というものも新たに出てきたことから、特にこの点については、実効性を確保した方がいいのではないかと、ちゃんと機能するようにした方がいいのではないかと、そういう配慮があります。そういう意味で言いますと、この303条自体をきちんと機能させていく必要がまず本当は大前提としてあるんだろうと、私どもは考えておるんですけれども、この辺について、弁護士会の態勢というのはどのように考えてらっしゃいますでしょうか。

滝井委員長 山岸委員、どうぞ。

山岸委員 裁判所から処置請求がなされた場合に、会内においてどのような手続を執るかということについて、これまで明文の処理手続規則ないし処理基準があったわけではありませんでした。それでももとより、これまでも各弁護士会が適宜対応してきたわけでございますけれども、日弁連執行部といたしましては、処置請求の制度があるにもかかわらず、処置請求がなされたときに執るべき処置についての明文の手続規程、基準がないのはおかしいという認識でございまして、その手続規程を策定するということを決し、その内容の検討を続けてまいりました。既に手続規程を置くことと、その基本的な内容については、正副会長会で承認され、具体的に会内手続を推し進めるべく準備しているところでございます。規程の内容につきましては、なお最終案の詰めに向けて擦り合わせ中ですが、まず処置請求があったときには、会長の委嘱あるいは指示を受けた機関が、遅滞なく調査を開始するということとなります。そして、調査の結果、当該弁護士につき、処置を行うことが相当であると認めるときは、第一に当該弁護士に対し、助言又は勧告を行うべきときは助言又は勧告を行う、第二に当該弁護士について懲戒の事由があると思料するときは、懲戒手続に付して綱紀委員会に事案の調査をさせるということになります。そしてこのようないずれかの処置をするか、あるいは処置をしないという判断をするか、そういったことについては、処置請求があったときから3か月以内に調査を遂げた上で決定すると、こういった規程を検討しているところでございます。日弁連に直接、処置請求があったときの手続規程も含めまして、相当程度の条項になりますが、手続規程の策定に向けて鋭意作業中というところでございます。

規則303条については以上のとおりですが、先に述べました開示証拠の適正利用に関する実体的規程と、この処置請求に関する手続的規程を整備することによって、日弁連及び弁護士会が適切に対処していくべきものと考えております。もとより、刑事弁護活動の現場でのせめぎ合いの中で起こる限界事例的な事案については、被告人の防御権確保の視点も含めて、総合考慮して適切に対応していかなければなりません。同時に、先ほども述べたとおり、興味本位でインターネットへ流出させたり、証人威迫に使われることを知りながら暴力団関係者に交付するなどといった明らかな法律違反行為があったと認められるような場合には、厳正に対処していくべきことは言うまでもないところでございます。

滝井委員長 ただいまの点につきまして、いろいろ意見をいただきましたが、ほかにこの点につきまして、ご意見のおありの方はいらっしゃいますか。

中川委員 委員の中川でございます。今のご意見ご議論を拝聴しておったわけですが、要するに、今分かりましたことは、開示証拠の目的外使用の問題が一つと、それから規則303条の処置請求の問題、これが絡み合っているというように分かったわけでございますが、今の弁護士会の方で検討しておられる対応策、これは今紹介を受けたのをまとめますと、一つには開示証拠の複製等の利用等に関する基本的なルールの策定ということが一つ、もう一つには規則303条を実効あるものとして機能させるための要綱の策定ということが一つ、この二つを今検討ないしあるいは進めておられるというふうに伺いました。この点は今お話があったように、実体的な面からの整備と、それから今まで規則303条に関して全く手続的な規定がなかったところにおいて、弁護士会の方で、手続的な規定を検討しておられるということでありますので、この点が実際に行われると、実効性あるものとして行われていくということでありますと、裁判所の立場からしても、それはそれで結構なことではないかというふうに思う次第であります。そういうことでございますので、改めてということになりますが、今ご紹介がありましたような二つの対応、これを本当にきちんと弁護士会の方でやっていただけるのかどうか、この点を確認させていただきたいと思えます。

山岸委員 会内手続がございますので、しかるべき会内手続を踏んで、きちんと進めていくという所存でございます。

中川委員 まあちょっと口はばったいことを申し上げてしまいましたけれども、裁判所の立場ということで申し上げたわけでございますが、そういうことであれば、この要綱案の2番の点につきましては、元々の制定の趣旨が規則303条の特則を作ると、要するに意見を求めずして直ちに処置請求をするという、そういう手続的なところにあったわけでしょうから、その点についての手当てが今後なされると、間違いなくなされるということで、実効性が確保されるということであるというのであれば、今回303条の特則を作るまでの必要はないのではなかろうかと思う次第であります。

滝井委員長 ほかにこの点につきまして。

渥美委員 理屈から言えば、最終的にはルールの実質化を図るためには、手続の運用に最終的な責任を負っている裁判所がやるべきこととも言えます。しかし、日本にあって新しく努力されて迅速処理だけじゃなくて十分な証拠開示が行われることで充実した審理がされる方向へ進むときに、当然裁判所が最終的な責任を負うものだと言っても、今までのいろんないきさつがありますから、したがって、この問題について弁護士会が、弁護士のメンバー全体に対してきちんとした自覚を持たせるような基礎づくりから始めていくという方向をお示しになることも非常に大切なことで、日本はそこからこの問題にタックルしたということをお示しいただいて進めていただけるのであれば、それでいいと思います。おっしゃられたように、第一ルールがあってそれを実行する第二ルールがないというのは、法の体をなしませんから、何か言うことは当たり前、せっかくのご努力であるとすれば、せっかくのご努力を我々が十分見届けていくことにしましょうと、ご努力もしましょうということでもいいのかもしれない。

滝井委員長 その点は、いかがでございますか。

島田委員 先ほど来のご意見を伺っておりまして、私は、長い間刑事裁判をやってきたものとして、やはり証拠開示の関係は、各事件において非常に苦労してきたものでございますので、松尾委員が、今回、思い切った証拠開示をするからには、それとバランスをとる意味で、このような規定が必要なんだろうとおっしゃったご意見は、非常に、私どもの苦労、そしてまた現場にいる検察、弁護、それぞれの苦労を踏まえた、的確なご意見であると思ひながら拝聴いたしました。その上で、今、日弁連の方からのご意見で、中川委員からの念押しの質問に答えられて、処置請求があった場合には、それ相応の実効性を確保するというのを、確認の意味でお答えされたのだと思いますが、そういうことであれば、処置請求をするか否かは、これはもう実際の事件をやっております裁判長の考えによりますが、当然、処置請求をなすべきときにはいたしますので、その際に、請求をされた側として、それをちゃんと受け止めて、請求を実効あらしめるように執るべき処置を十分に執っていただけるのであれば、このような規定自体はなくても大丈夫ではないかと考えます。

竹崎委員 今問題になっているのは、証拠開示という側面からですが、裁判員制を実施していく上で、もちろん証拠開示は非常に大きな問題ではありますが、証拠開示だけではなくて、全体的な当事者の活動の適正ということも非常に重要になってくるわけです。先ほど日弁連事務総長の言われたご発言というのは、そういう意味では証拠開示だけではなくて、法廷における活動全般について、もう少し実効性のある弁護士倫理等の確立というか、適正な活動が担保されるように配慮していこうというご趣旨が含まれているというように思われます。そうしますと事柄は、証拠開示だけの問題ではなくて、法廷における活動すべてに及ぶわけですから、そういう意味では正に裁判員制を実行していく上で、この場でそういうことが確認されるということになれば、それは極めて意味の大きいことであろうというように思うわけです。せっかくのご決意を支えると言うか、尊重する意味でも、要綱案の2番を落として、303条の実質化ということには、それなりの大きな意味があるのではないかというように思っております。

滝井委員長 この問題について、いろいろなご意見をいただきましたが、特にどうしてもというご意見がごありであればお聴きしますが、それでなければ、この2番につきましては、この際は、規則化は不要だというようにまとめさせていただいてもよろしゅうございましょうか。あるいは何かこの点、さらに付加してご意見があれば、お伺いしますが。

酒巻幹事 幹事の酒巻でございます。裁判所にちょっとお尋ねしたいことがございます。今までずっとお話が出ておりましたとおり、規則303条の処置請求のご議論があったわけですが、私理解するところでは、これそのものがこれまではあまり活用されてこなかった、そういうふうに認識しております。先ほど弁護士会の方から、竹崎委員がおっしゃいましたとおり、開示証拠の目的外使用の問題だけではなく、法廷における活動全般について、裁判所から処置請求をされた場合の処理手続についての基準をきちんと策定するというお話がありました。そうだとすると、今度は裁判所の方でも、弁護人の活動が訴訟手続に関する法律や規則に違反して、審理の迅速な進行を妨げたと認められる場合には、むしろ積極的にこの303条の処置請求を行うことになるのが筋であろうと考えるのですけれども、この点は、そのように考えてよろしいでしょうか。

稗田幹事 今ご指摘のありましたとおり、これまで各種の逸脱行為と思われるような場面に遭遇しましても、規則303条の処置請求はあまり使われてこなかったというところがございます。その理由、これはいろんな評価があるかもしれませんが、私どもの方の立場からしますと、やはり実際に処置請求をしても必ずしも迅速な対応が期待できなかったというところがあるように思われるところでございます。先ほど山岸委員の方から非常に前向きなご発言をいただいたところでございますけれども、今後、弁護士会において、先ほどご紹介のありましたような対応がなされたということであれば、これは私どもといたしましても速やかに下級裁の方にその旨を伝えるということになるかと思えます。そういたしますと、下級裁といたしましても、これはもちろん各裁判所の判断ではございますけれども、逸脱行為があった場合には、これを是正するための一つのメニューとして、規則303条の処置請求を使っていくということになるかと考えております。

滝井委員長 よろしゅうございましょうか。ほかにこの問題につきまして、ご意見ございせんか。

それでは、この2番につきましては、一応不要ではないかというご意見を何人かの方からいただきましたので、ご異論がなければ、そのようにまとめさせていただきたいのですが、よろしゅうございましょうか。

それでは、本委員会の意見としましては、2番の規則化は不要ということにさせていただきますと思います。

それでは、ほかの項目につきまして、さらに続いてご意見をいただきたいと思えます。いかがでございますか。

岡幹事 幹事の岡でございます。要綱案の10番について、意見を申し上げたいと思えます。

私としては、10番は極めて積極的な規定であるというふうに理解しておりますが、その趣旨をより明確にするために、一部文言を修正することが考えられないかという点で意見を申し

上げたいと思います。具体的に言いますと、10番の2行目に「取調べの状況を記録した書面  
その他の取調べの状況に関する資料」という語句がありますが、ここの「取調べの状況を記  
録した書面」の後に、「取調べの状況を録音した記録媒体」という語句を挿入する、すなわち、  
例示を一つ加えるということが考えられないか、という意見でございます。

若干趣旨をご説明いたします。10番の趣旨につきましては、先ほどのご説明でもあったと  
おりで、現在の裁判で供述調書の任意性、信用性などが争われた場合に、被告人側と捜査  
官との間で不当な取調べ等を「した」、「しない」の水掛け論になりがちであるといった問題を  
改善しようというものが、一つの中心的な立案の趣旨とされたところでございます。そういった  
点を考えますと、ここで言う取調べ状況に関する資料には、二つの性格のものが、大きく分け  
ると、入ってくると理解されます。一つは取調べの有無、時間、調書作成の有無といった、い  
わば外形的な状況に関する資料です。もう一つが取調べにおける捜査官の言動など、取調  
べ内容そのものに関わる資料です。こうした整理を前提としますと、取調べ状況記録書面が  
前者について有意義な資料であることは間違いのないことでありますけれども、後者、つまり取  
調べの内容そのものに関しては、資料としての価値を持つものとはいえないと思われま  
す。そうしますと、10番の取調べ状況に関する資料というものが、いったいどういう意味合いを持  
つものかということ、文言からも明確にするためには、記録書面と並べて、先ほどの整理で  
言いますと後者、すなわち取調べの内容そのものに関する資料の典型的な例と考えられま  
す取調べの状況を録音した記録媒体を加えるというように、文言を変えることに意味があるの  
ではないかと考えた次第であります。以上です。

滝井委員長 この点につきまして、どうぞ。

伊藤幹事 先ほどもご説明したとおりでありますけれども、今回の規則要綱案で、「取調べ  
の状況を記録した書面」というのを例示に挙げておりますのは、当該資料が現状において最  
も一般的に存在すると考えられるからでありまして、それ以上の意味はないわけです。別に、  
ある側面はこれだけでも、別の側面は別のもので立証しなければいけないと、こういうことを  
言おうとしているわけではないわけでございます。本項目の趣旨は、検察官において新たな  
プラクティスを追求し、迅速かつ的確な立証に努めてもらうということに尽きるのでありまして、

特定の立証方法を義務付けるようなものではないわけですから、今おっしゃったように、現在一般的には作成されているとは言い難いようなものを例示に加えるというのは、誤解を避ける意味からも相当ではないのではないかというふうに考えております。

滝井委員長 よろしゅうございますか。はい、三浦幹事どうぞ。

三浦幹事 幹事の三浦でございます。ただいまの修正のご提案については、伊藤幹事が言われた意見と全く同じでございます。取調べの状況を録音した記録媒体というものが、現在の取調べの実務において、そういった取調べの内容を示す典型的な例というわけではないということからして、やはり例示としては適当でないというふうに考えております。要するに、この規定で言うております迅速かつ的確な立証をどういうふうに行うかということにつきましては、検察官において有する証拠の中で、検察官において正に工夫、努力していくべきものだという意味で、原案のとおり規定でよろしいというふうに考えております。

井上委員 結論としては私も修正の必要はないというか、修正すべきではないというふうに思います。岡幹事、非常に分析をされて、二点について明らかにする証拠が必要、そういうものを出してやるのがこの趣旨ではないかというふうに言われたんですが、その二点は確かに任意性とか信用性を判定する上で重要なポイントであることは間違いないと思うんですが、それだけに限るということでも必ずしもないと思うんですね。いろいろな事情を総合して判断していくということになるかと思うんですが、その二点について必ず資料を出さないとけないという趣旨だというふうに読み込んで、その方向で修正するとしますと、これはやはり最初に事務当局の方からご説明のあった趣旨から逸脱して、立証方法について限定をするという性格を持ってくだらうと思うんですね。その点について、法形式として刑事訴訟規則でそこまでの限定ができるものかどうかという点で、疑問があると思うんですね。もしやるとすればそれは立法事項ではないかということだらうと思うんです。ですから、当初の提案のご趣旨に沿えば、第一次的というか、検察官がその点について立証責任を負っていて、それに適切な方法で立証するという何を拘束するものではないと、しかし、的確かつ迅速にやらなければいけないという目標はみんな意見が一致しているので、その方向を出そうと、そういう趣旨からすると、この原案どおりが適切ではないかというふうに考えます。

岡幹事 ご指摘の点は理解できますので、文言修正については、これ以上こだわるものではないのですが、ただ一点だけ、感想的なことですが、確かに井上委員のご指摘のとおり、今ある資料の中で検察官がどのように工夫されるかということが、規則事項としては限界であろうということは理解できました。ただ、今ある資料の中で努力をされる、規則で要望できるのはその限度だとしても、ただし実際の実務の中で、今ある資料で、今一般的に作られている資料で本当に足りるのかという、そういう点についてもぜひ検察官としては考えていただきたいと思いますということを、今後の希望ということになるかもしれませんが、申し述べたいと思います。

滝井委員長 それでは、ほかの問題につきまして、何かまたご意見がおありの方、どうぞおっしゃっていただきたいと思います。

島田委員 今、規則要綱案の10番の取調べ状況を記載した書面について、岡幹事からの意見がありました。そのご意見についてであります。この委員会は、議事録を取っておることですので、むしろそれを踏まえて、私の将来をにらんでの感想というか、意見を申し上げたいと思います。今度、裁判員制度になりました場合に、自白の任意性が争われる場面で、その立証は、やはりかなり検察側にとっては難しくなることが予想されます。したがって、今、ここで、どんな証拠が必要かということ規則で定めるのはふさわしくないと思いますけれども、しかし、そうかと言って従前の立証方法で十分かどうかということにつきましては、これはやはり、私は、検察側にも良く考えていただきたい。各国の立法例を見れば、取調べ状況を逐一録音化している国さえあるというようなことを踏まえて、今後、自白の任意性の立証方法につきまして、いろいろな工夫もこらしていただきたいと思います。というのは、裁判官は、自分の判断の結果の正当性を裁判員にも十分納得していただかなければいけない。裁判官と裁判員とが十分納得の上で自白の任意性について判断をしなければならないわけですが、なにぶん今まで経験のない、捜査状況等についても何も知らない、捜査の難しさについてもよく分からない裁判員が加わったメンバーで判断するわけですので、そのへんのところは十分に考慮した上で、今後の任意性の立証のあり方を考えていただきたいと思いますのであります。意見というか感想というか、この際に、せっかくの機会でございますので、ひとつ発言させていただきます。

渥美委員 せっかくの島田委員のご意見ですけれども、それも一つの将来展望の中に入るとは思いますが、そういう方向だけを選んでいる国があるわけではない、取調べの内容でここで問題にするのは任意性の確保が中心でしょうが、任意性を確保する手段としては、それ以外にも、弁護人との接見の保障を十分行うとか、身柄の拘束と身柄拘束後の身体検査を十分に行うとか、種々の方法があります。しかも、身柄拘束下におけるか、あるいは身柄を拘束されていない状態での取調べであっても、将来の犯罪法全体の展望を見ますと、ただ単に有罪にすればいいと、あるいはただ単に無罪にすればいいというような取調べじゃない、もっと非常に微妙な取調べをしなければならない事態も発生する。そういう方向に向かったの改正を、着々とシステムを作っている国もありまして、ともかく、検察官側が任意性を立証しなければならないという非常に大きな負担を負っていると。今までの場合は、ややもするとそれについて十分な責任を果たせなかったのではないかというような世間の理解も、ないわけではないということを考えますと、しかもまた迅速にそれを行えということであれば、検察官側も今提案されておりますような、岡幹事がおっしゃられましたような方法だけではなくて、的確に検察官側が立証責任を果たされて、しかも充実した公判前の捜査が行われるようにご努力される必要があるんじゃないかと思えます。

もう一つ付け加えますと、これについて将来展望をすることも非常に大切で、議論をしておくべきだと思いますが、先ほど井上委員がおっしゃられましたように、周到的な議論をして、法律事項としても考えた上で検討すべきことだということも、この際よく考えておくべきことだというふうに思います。以上です。

井上委員 肝心の議事からちょっと離れていっている気がするのですが、二点申し上げたいと思います。私自身も別に、供述の任意性や信用性についての立証方法が今のままでいいと思っているわけでは必ずしもないのですけれども、私どもが司法制度改革審議会や検討会を通してこの問題について議論してきたときには、任意性の立証方法、信用性の立証方法のあり方は確かに新しい時代を迎えて考えていかなければいけないということは、それ自体としてはそのとおりなのですが、事柄がその枠を越えているところがあって、取調べの方法ですとか、供述証拠のこれからの位置づけをどうするのかとか、そういうことをも含めてより広い視点から考えなければならない問題であるから、その任意性や信用性の立証という局面だけで

議論をして決定することはできない。そういうことからあれ以上の提案をするには至らなかったということであったと思うのです。

それともう一つ、検察官が立証責任を負っていて、その点について新しい環境に適應するような立証方法を工夫していただきたいと、それはそのとおりなのですが、裁判所、裁判官にもやはり責任がある。その点について、新しい環境についての裁判所の対応のしかたというものも違ってこなければいけないですし、自ずから変わってくるのではないかと思います。また、弁護人の争い方も違って来るでしょうし、それがまた立証責任を負う検察官に反映して、検察官の方でもお考えになっていく。そういうふうにして変わっていくのかなというふうに、ちょっと楽観的かもしれませんが、そう思っています。そういうときにあたって、これしかメニューがないので、こうしなさいというふうに縛ってしまうということが適切かどうか、そういう角度から先ほどのようなご意見を申し上げたわけです。

秋田幹事 取調べの可視化というような問題が、言葉の中に出てくるかと思えますけど、日弁連の立場で、幹事として若干補足させていただければ、今のいろいろなお話、特に井上委員がおっしゃいました全体の枠組みの中で考えなければいけないんだということもそのとおりだとは思いますが、日弁連といたしましては、世界の状況なども、各国の状況なども調査しておる中で、例えばお隣の韓国などでは、検察官の運用の中で、取調べの録画録音が行なわれているというような現状もあるようであります。すべての取調べを一気に録画・録音するというようなことになると、おっしゃるとおり法律事項だということは、そのとおりだとは思いますが、そういうことではなく、一つのプラクティスの在り方として考えていくということとは、やはり一つの選択肢になり得るんであろうと考えます。やはりそういうことも含めて考えていただければと、特に日弁連としては全体としての取調べの可視化ということを、非常に今、積極的に推し進めているという立場から、発言させていただきました。

滝井委員長 せっかくの機会でありますから、ほかにご意見のある方どうぞ。

三浦幹事 やや本題からそれている感もごさいますが、この問題は先ほど井上委員、それから渥美委員が述べられたように、非常に広がり大きい問題であるというふうに思っており

ます。それからもう一つは、裁判員制度の下で、裁判員に負担をかけないといいますが、過重な負担をかけないようにするために、審理を分かりやすくしなければならないということは、裁判員法の法律の中に明確に規定をしているところがございます。検察官として、そういう分かりやすい審理、検察官の立場から言えば分かりやすい立証をしていくということは、正に法律上の義務として規定されているところがございますので、任意性、信用性の問題に限らず、検察官が立証すべき事項について、そういった裁判員制度の下でどのような立証をしていくかというのは、一つの検討課題であろうかというふうに考えております。

滝井委員長 ありがとうございます。ほかにご発言はございませんか。10番に集中しましたが、ほかの問題も特にご意見がないでしょうか。

松尾委員 本日審議の対象となっております要綱案は、何回かの準備会を経て作成されたと同っておりますが、今日のご説明を伺い、さらにまたその後の質疑を拝聴しておりまして、全体としてよく練られた案だというのが私の一般的な印象でございます。そういう意味では、特に問題提起をする項目もあまりないわけですが、せっきくの機会ですから、二つほど議論の対象にさせていただこうと思います。

まず19番であります。これは被告人に対する通知でございます。弁護人を必要とする旨の通知を公判前整理手続に付する段階でしなければならない、内容自体はごもっともなことでありますけれども、これに一番近い規定は、現在、規則の177条でありましたか、公判の際の弁護人選任に関する被告人への通知の規定であります。現存の規定の方は、弁護人を付けることができると、自分で付けられなければ国選の請求ができるというふうなポジティブな規定と共に、弁護人がなければ開けないという、いわばネガティブな方もくっついてくるわけですが、この項目19番は、全部ネガティブな条文に見えるわけです。もちろん当然の前提として、いろんなことを被告人に通知する上でということが、裏に隠れているわけですが、しかし、卒然とこれを見ますと、被告人にはまず公判前整理手続に付することにしたよという通知はどうなるんだろうかと、それは裁判所の内部としては、送達はしない、18番にそう書いてあったと思いますが、送達こそしないけれども通知は当然するんだと、さっきのご説明がそうでありましたけれども、しかしそこをもう少し被告人に親切にと言いますか、公判前

整理手続に付することにしたと、については公判前整理手続のエッセンスはこういうものなんだということを教えてやる方がいいのではないかと。少し話を大げさにしますと、規則制定権の根拠は憲法の77条でございますけれども、そこには確かに裁判所の内部規律という言葉も使われておりますが、訴訟に関する手続ということをも含まれておりまして、裁判所の内部規律として見れば、この19番で完璧なのでしょうけれども、もう少し広く、訴訟に関する手続であって、刑事訴訟法と並ぶ重要な規定であるというふうに考えましたときには、被告人に対する様々な告知というものが表に出てきてもいいのではないかとというのが、この19番を読んだときの印象でございました。送達と通知の関係というのは、私は正確に理解していないのかもしれませんが、この要綱案にも、後の方には、通知すべき場合というのも現れてきているので、送達を要しないと書いておけば告知をするのは当然だというふうに言い切れるのかどうか少し分からないところでありますが、19番についてはそういう印象があります。

それからもう一点は、38番であります。期限を守らない場合の処置には、公判前整理手続の「終了」ということが規定されております。これはこの法律自体が公判前整理手続を終える、あるいは終わらせることについては、「終了する」という表現と、「終結させる」という表現と、二通り使っております。「終結させる」方は316条の3であったと思いますが、「終了する」は316条の24ですが、「終了する」と「終結させる」で、この要綱案の38番では、「終了する」の方を採用しておられるわけです。この二つがどう違うかということ、感覚的にとらえてみますと、普通に終わる場合は「終了する」である、しかし、ある意味で裁判所の判断と言いますか、強い意志と言いますか、そういうものが働いた場合には「終結させる」のであるというふうに法律が使い分けたのだと想定しますと、この38番の場合も、どちらかと言えば「終結させる」という方に親しむのではないかとこの感じがしたわけでございます。

以上二点、細かいことではございますが、感想を申し上げます。

滝井委員長 今の点、いかがですか。

伊藤幹事 まず一つめの、19番の方から、こちらで考えましたことを若干ご説明させていただきます。今、松尾委員がおっしゃったことは非常に大事なことでありまして、実はこの要綱

案を作るに当たりまして、実際にどういう書面が行くかということも、ある程度想定しながら考えております。その結果、いろいろ検討したんでございますが、結局どの段階で公判前整理手続に付すかによりまして、いろんなものを考えなければいけないということが分かりました。というのは、例えば、起訴があって直ちに公判前整理手続に付すという場合もおそらく想定されるわけでございます。その場合は、19番で通知するものと、現在の規則177条、178条で通知するものが、渾然一体となっているいろいろなことを書いてあげないと、かえってわかりにくくなるだろうと、ところが逆に、今度は177条、178条の通知が既に終わっていて、後から公判前整理手続に付す場合というのも当然想定されるわけでございます。その場合に、今度は何を書くのかというと、前に一回書いたこととまた同じことを書くと、もう一人国選弁護人が選任できるのかとかいう変な誤解を生じてもいいけないと、いろいろなことがありまして、結局結論といたしましては、規定上はちょっと冷たい感じはするんですけども、必要不可欠なところを論理だけで書いておいて、実際の運用でどういう書面を出すかというプラクティスの部分は、さらに検討をして書式を作ってお示しする方が、実際に渡った被告人には分かりやすいのではないだろうか、こういう検討結果になりました。そういうことでございまして、19番につきましては、ややその、そっけない感じのものになってございますが、実際に被告人に渡る書面というのは、丁寧なものを考えて送ると、こういうことを考えております。

それから、今ご指摘のありました38番の方は、法律の解釈の問題なのかもしれないので、ちょっとこちらが考えていることが正しいかどうかあまり自信がないのですが、316条の24の方は、終了するに当たり結果の確認をしなければいけないということを書いてございまして、もしかすると316条の3の方は、その結果の確認も踏まえて、もう終えたもの、要するに全部終わったものという意味で終結という言葉を使っているのではないかなという感じがいたしまして、今回の38番の規則案というのは、正に結果の確認もせずに、要するに打ち切ってしまうということを行わんとしたわけではなくて、そういう期限を徒過してしまって、その後何もないというような場合には、主張はないという判断になりますから、その段階で結果を確認して終えますと、こういうことなものですから、どちらかというと316条の24で使っておる「終了」という言葉を使った方がよいのではないかと、こういうふうに考えたものでございます。

松尾委員 どうもありがとうございました。特に修正案などを持ち出すつもりはございませんので、結構です。

滝井委員長 それではほかにご意見がないようでしたら、本日の要綱案につきましては、2番を除きましては、基本にご異論はないということで、まとめさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、2番を除くほかの項目につきましては、要綱を基にいたしまして、規則の一部を改正する規則を制定すべきという結論をいただいたということで、ご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

字句につきましては、あるいはまた、今日のご意見に沿うような形で、若干の修正というものが出てくるかも分かりませんが、その点は事務局の方にご一任いただければありがたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。それでは、最高裁といたしましては、ご承認いただきました答申に基づきまして、規則案を作りまして、できるだけ早い機会に裁判官会議に諮るといような手順で、これからの作業を進めたいと思います。

いろいろご意見をいただきまして、今日そろそろ会を閉じるわけではありますが、最後に、刑事訴訟法の発展のために様々なご尽力をいただきました、松尾委員と渥美委員にひとつ今日のご感想などをいただければ非常にありがたいと思いますが。

渥美委員 感無量の気がします。先ほど、松尾委員がおっしゃいましたように、私達がこれらを議論したのは、ずいぶん古い段階、古い時にさかのぼります。それについて、種々の

対案を出したり、種々の工夫をしたりしてまいりました。なかなか時期が熟しませんでしたけど、ようやく開示が行われ、準備が充実された上で公判に入っていくという、本来我々の憲法の下で予定していた当事者論争主義的な裁判というものが、手続的にもしっかりするというところにまで来たこと、これは本当に感慨無量であります。ここまでもってこられた方々に、心から敬意を表するとともに、世間の人々もこれを分かったださるよう、これがどれだけ重要な問題であるかということを知っていただけるよう、裁判所はもちろんのこと、法曹三者の方々でご努力いただきたいというふうに思います。

滝井委員長 松尾委員も一言、お願いします。

松尾委員 渥美委員の御発言を傾聴しておりました。私として付け加えたいことはありません。

滝井委員長 それでは、本当に長時間、貴重なご意見をいただきまして、つたない司会の下で、予定時間前に終わることができましたことに対して、皆様方のご協力に対して、心から感謝を申します。どうもありがとうございました。